

EMS 機器導入促進助成金交付要綱

(公社)大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）の会員事業所（以下「事業所」という。）が、エコドライブを計画的かつ継続的に実施し、その運行状況について客観的評価や指導を一体的に行うエコドライブ管理システム（以下「EMS」という。）の普及を図るため、EMS機器（以下「機器」という。）を導入をすることを目的とする。

(対象事業及び対象者)

第2条 助成の対象は、エコドライブの実践に効果のあるEMS用機器で別紙1に示す機器を新たに購入又はリースにて導入して取付けた会員事業所とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業所が新たに装着する第2条の機器に対して1台あたり1万円を交付し、前年度3月末現在会員名簿の車両台数（被牽引車除く）の30%以内（小数点以下切り上げ）とし、国等の補助金及び助成金の合計が機器の価格を超えない範囲で実施する。但し、協会は会員事業所の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。なお、助成金の交付は四半期ごとに行うこととし、3月に申請した一部の者については、その翌月の4月に支給することがある。

2 当該機器が「ドライブレコーダー機器導入促進助成金交付要綱」の基準にも該当する場合は、前項による助成金は交付しない。但し、道路運送車両の保安基準第48条の2に適合する運行記録計である場合はこの限りではない。

(申請手続)

第4条 会員事業所は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとにその期間中に本認証の清算を終了した分をとりまとめて翌月の末日までに協会の申請様式に洩れなく記入のうえ、納品書（写）、請求書（写）、領収書（写）を添付して協会長宛に申請するものとする。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第5条 当該年度4月から3月15日までとする。

(機器の処分制限)

第6条 事業者は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ県ト協会長の承認を得た場合はこの限りではない。

(雑則)

第7条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(附則)

- 1 平成19年5月9日制定
- 2 平成20年4月1日一部改正
- 3 平成21年4月1日一部改正
- 4 平成22年4月1日一部改正
- 5 平成23年4月1日一部改正
- 6 平成24年4月1日一部改正
- 7 平成26年4月1日一部改正
- 8 平成29年4月1日一部改正
- 9 平成30年4月1日字句訂正
- 10 令和3年4月1日一部改正

別 紙 1

◆EMS用車載器の基準（第2条関係）

○対象機器の基準

次に掲げる基準に適合する機器

- (1) 十分な耐久性があること。
- (2) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (3) 機械的作動が円滑であること。
- (4) 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。
- (5) 瞬間速度及び走行距離についての情報を取得できること。
- (6) 適切なタイミングで警告音等により運転者のエコドライブを支援することができること。
- (7) 以下の情報について、車載器を介して、運行診断結果を出力できること。
車載器から出力できない場合には、事業所用機器を介して出力できること。
 - ・一運行中の中での急加速・急発進に関する情報
 - ・一運行中の中でのアイドリングの継続に関する情報
 - ・一運行中の中でのあらかじめ設定した経済速度を超えた走行に関する情報